

杉並和泉学園の通学区域の指定等について

平成27年4月に開校した杉並和泉学園(新泉和泉小と和泉中学校による施設一体型小中一貫教育校)の新たな通学区域の素案を昨年7月の第1回杉並和泉学園の新たな通学区域の指定に関する懇談会で提示した。その後、保護者説明会等で聴取した意見等を踏まえ、この度、新たな指定通学区域及び特例措置の案を以下のとおり取りまとめたので、報告する。

1 通学区域の指定に関する基本的な考え方

- 小中一貫教育の更なる推進に資する観点から、これまでの保護者や学校関係者等の意見を踏まえ、小学校と中学校の通学区域の整合を図る。
- 具体的な通学区域は、平成27年度以降の児童・生徒の就学実態を考慮する。
- 新たな通学区域指定後における杉並和泉学園及び隣接する小中学校の児童・生徒、学級数の推移とともに、普通教室数等の施設状況を踏まえ、それらの学校の適正規模の確保にも配慮する。

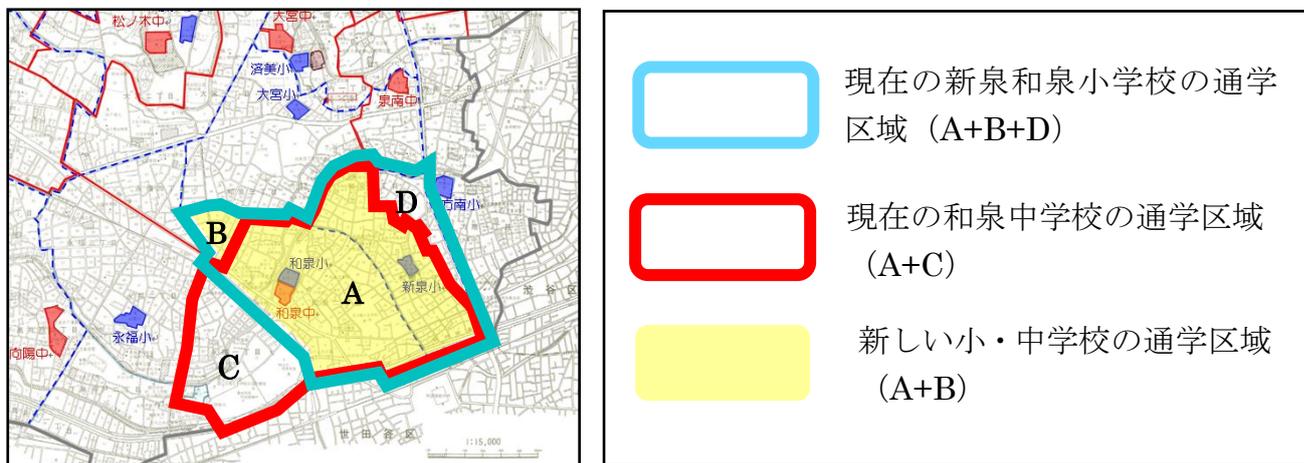
2 指定通学区域(案)及び決定時期

(1) 指定通学区域(案)

以下の理由から、杉並和泉学園の新たな小中学校の通学区域は、下記の(A)と(B)を合わせた区域とする。

(理由)

- ・小・中学校の通学区域が整合する。
- ・B地域は、中学校は大宮中の通学区域であるが、小学校の通学区域が新泉和泉小であることもあり、多くが特例措置を利用して和泉中に就学している実態がある。
- ・杉並和泉学園及び隣接の小中学校の適正規模の確保が見込まれる。



地域	小学校		中学校	
	旧	新	旧	新
A	新泉和泉	新泉和泉	和泉	和泉
B	新泉和泉	新泉和泉	大宮	和泉
C	永福	永福	和泉	向陽
D	新泉和泉	方南	泉南	泉南

(2) 指定通学区域の決定時期

令和2年度に決定

※ 令和2年度は通学区域変更の周知期間とし、新指定通学区域の適用は、令和3年4月からとする。

3 新たな特例措置（案）

平成27年度の新校開校時に設けた特例措置（別紙）については廃止し、新しい通学区域を指定するにあたり、以下の考え方に基づいた新たな特例措置を講じることとする。

(1) 平成27年度に開始した通学区域の特例措置を踏まえて、新たな特例措置を設ける。

(2) 小中一貫教育の考え方に基づいた住所要件によらない在籍児童への配慮を行う。

新たな通学区域の指定 により影響がある地域		指定校 (令和3年4月から)		特例措置をとる児童
		小学校	中学校	
B	和泉3丁目5、6、11～16 永福4丁目2、3、7	新泉和泉小	和泉中	○新中学1年生 大宮中への入学に配慮する。
C	永福1丁目1～3、7～44	永福小	向陽中	○新中学1年生 和泉中への入学に配慮する。
D	和泉1丁目21、22、31～33、 35～40 和泉4丁目1、2、25～30、36 ～40	方南小	泉南中	○新小学1年生 新泉和泉小への入学に配慮する。

※杉並和泉学園は施設一体型の小中一貫教育校であることから、他の地域の中学校が指定校になる卒業予定者についても、和泉中学校への入学に配慮する。

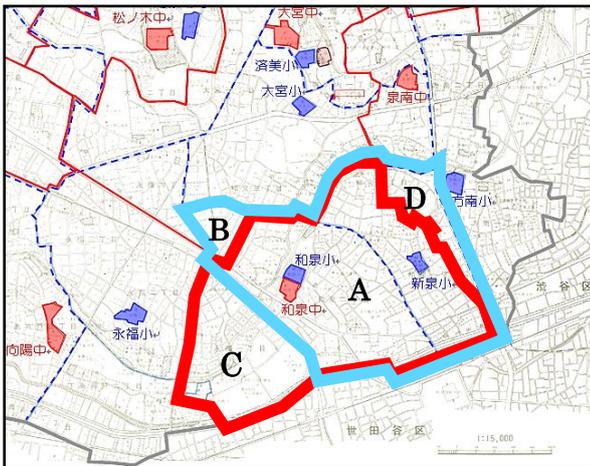
4 今後の主なスケジュール

令和2年 5月	指定通学区域規則改正
9月頃	保護者説明会（令和2年度は新しい通学区域の周知期間）
令和3年 4月	新しい通学区域の施行 新しい特例措置開始

平成27年4月からの特例措置の内容

平成27年4月開校時、杉並和泉学園の通学区域は、小学部（新泉和泉小学校）は旧新泉小学校と旧和泉小学校を合わせた区域、中学部（和泉中学校）は旧和泉中学校の区域のままとされた。

これにより小学部と中学部の通学区域に差異が生じたため、その差異がある地域（B、C、D）について、下表のとおり特例措置を設けた。



	新泉和泉小学校の通学区域 (A+B+D)
	和泉中学校の通学区域 (A+C)

小学部と中学部の通学区域 に差異がある地域		指定校 (平成27年4月から)		特例措置をとる児童
		小学校	中学校	
B	和泉3丁目5、6、11～16 永福4丁目2、3、7	新泉和泉小	大宮中	○新泉和泉小の在校生で、新中学1年生 和泉中への入学に配慮する。
				○新小学1年生 大宮小への入学に配慮する。
C	永福1丁目1～3、7～44	永福小	和泉中	○永福小の在校生で、新中学1年生 向陽中への入学に配慮する。
				○新小学1年生 新泉和泉小への入学に配慮する。
D	和泉1丁目21、22、31～33、 35～40 和泉4丁目1、2、25～30、 36～40	新泉和泉小	泉南中	○新泉和泉小の在校生で、新中学1年生 和泉中への入学に配慮する。
				○新小学1年生 方南小への入学に配慮する。

杉並和泉学園通学区域に関する意見・要望のまとめについて

1 令和元年度の説明会等の経過

- 令和元年 7月18日 方南和泉地区町連会議で指定通学区域素案を説明
7月30日 第1回杉並和泉学園の新たな通学区域の指定に関する懇談会で教育委員会検討素案を説明
10月15日 第2回杉並和泉学園の新たな通学区域の指定に関する懇談会通学区域に関する課題と前回懇談会での意見・要望への回答
11月16日 保護者説明会（杉並和泉学園 85人出席）
12月10日 第3回杉並和泉学園の新たな通学区域の指定に関する懇談会

2 保護者説明会で出された主な質疑や意見・要望について

通学区域の変更について

- ① 今回の杉並和泉学園の通学区域の決め方はどのようになっているのか。
- ② B地域は、3年間進学実績がないとはいえ、通学区域から外すのはいかがか。
- ③ C地域を通学区域から外した理由とは。
- ④ C地域の分割は考えられないか。C地域でも杉並和泉学園に近い部分もある。
- ⑤ D地域在住だが、新泉和泉小に通っていても、令和3年4月からは方南小に行かないと行けなくなるのか。
- ⑥ D地域については、環七を渡らせてまで方南小に行かせるという点を考慮したのか。

指定校変更・特例措置関係について

- ① 特例措置の説明をしてほしい。
- ② 新泉和泉小に通っているが、和泉中に進学する際、申請は必要なのか。また、申請するとなると毎年必要なのか。
- ③ 海外から戻った場合は特例対象なのか。
- ④ 兄妹がいるが、特例措置の期間は、最低10年にしてほしい。
- ⑤ 元々C地域に住んでいて、引越して来て戻った場合はどうなのか。
- ⑥ D地域から和泉中学校へは特例を希望すれば必ず入れるのか。
- ⑦ D地域から特例措置で新泉和泉小へ行った場合、泉南中に行かなければならないのか。

その他

- ① 方南小の児童数が増えるが、施設的に問題はないのか。
- ② 通学区域について、教育委員会の決定の仕方どのようになっているのか。
- ③ 本日の開催通知が2週間前に来た。もう少し早くできなかったのか。

3 今後に向けた区の考え方について

懇談会や保護者説明会の意見等を踏まえ、小学校と中学校の通学区域の整合性を図るため、教育委員会の検討素案を元に検討を進めていく。

また、特例措置については、柔軟な対応を取れるよう検討していく。なお、特例措置の取扱いについては、令和3年度施行以降の就学実態を一定程度見極める必要性を考慮し、当面の間、継続していく方向で検討する。